

## 最近の判例から (16)－フェンス撤去請求－

# 隣接地の境界付近のフェンスにより公道への見通しが妨げられ、生命身体に対する侵害等に該当するとして、フェンスの一部撤去を求めた隣接住民の請求が棄却された事例

(東京地判 平23・11・10 ウエストロー・ジャパン) 小野 勉

住民が、その隣接所有地上に設置された高さ1.8mのフェンスにより、公道への見通しが妨げられ、生命身体に対する侵害の現実的可能性が増大したなどとして、不法行為に基づき、同フェンスのうち公道側から1 mの長さの部分の撤去を求めた事案において、不法行為の成立は認めることができないとして、フェンス撤去請求が棄却された事例（東京地裁 平成23年11月10日判決 ウエストロー・ジャパン）

## 1 事案の概要

(1) 原告Xと被告Yら（以下「Y」という。）は隣人で、Xが所有する土地が南側、Yが共有する土地が北側に位置しており、いずれも東側公道に面している。

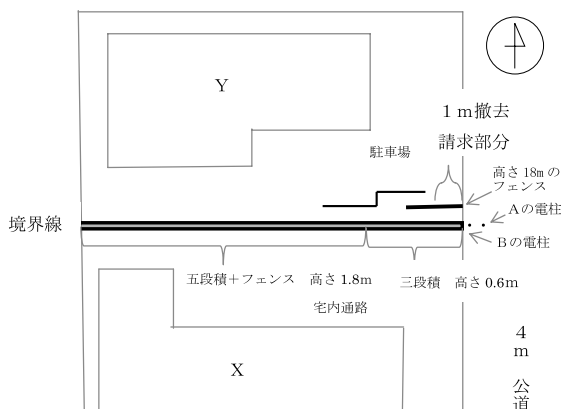
平成16年以前、X土地とY土地の境界付近のY所有地上に万年塀が設置されていた。

Yは平成16年4月、Xに対し、上記万年塀が老朽化したため、これを撤去して、共同してX土地とY土地の境界上に塀を設置することを提案し、Xはこれを承諾した。Y及びXは、同年4月下旬、上記万年塀を撤去して、上記境界上にブロック及びルーバーフェンスで構成される塀を設置した。新たな塀の構造は、公道から3 mまでは3段積みのブロック（高さが60cm）、その後方が5段積みのブロックとその上のルーバーフェンス（高さがブロックとあわせて1.8m）であった。

X土地及びY土地の東側に幅員4 mの公道があり、境界上の3段積みブロック付近にAの電柱とBの電柱が2本設置されている。同ブロックの東側の端からAの電柱までと同電柱とBの電柱との間には隙間がある。

(2) Yの自宅及びその周辺自宅に対するのぞき見の事件が発生したため、Yは平成21年9月頃、Xに対し、3段積みのブロックの上にフェンスを設置したいと申し入れたが、Xは、公道に対する見通しの観点から透かしフェンスの設置を希望したが、Yはこれを了承せず、合意には至らなかった。

Yは平成21年10月、3段積みのブロック付近のY土地上に高さ1.8m、幅2 mの本件フェンスを設置した。



そのことにより、Xは、自身が難聴であるということもあって、Yによる本件フェンスの設置は、Xの生命身体に対する侵害又はその現実的可能性を増大するもので不法行為に

該当するとして、その救済方法としてはフェンスの撤去以外考えられないから、Yに対しフェンスの一部撤去を求めて訴訟を提起した。

これに対し、Yは本件フェンスを設置することはXの生命身体を侵害するものではないと主張した。また、Yは、平成16年4月頃、X土地とY土地の境界について、公道から3mまでは高さ60cm程度のブロック塀、それ以降は高さ1.8mのルーバーフェンス付き5段ブロック塀を設置することの合意が成立したことはあるが、Yにおいて、Y土地上に上記合意以外の塀を設置しないことまで合意はしていないと反論した。

## 2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示した。

Xは、Yによる本件フェンスの設置は、Xの生命身体に対する侵害又はその実現可能性を増大するもので不法行為に該当すると主張する。認定事実及び証拠によれば、本件フェンスの設置以前と比較して、本件フェンスにより東側公道の北側の見通しが妨げられていること、Xが両側感音声難聴の診断を受けていることが認められる。

しかし、認定事実及び証拠によれば、本件フェンスはY土地上に設置されており、高さが1.8m、幅が2mという一般的な形状のものであり、周辺のフェンスに比して特異なものとはいえない。また、認定事実及び証拠によれば、X土地から公道に出る際、本件フェンスとAの電柱とBの電柱との隙間から公道の北側を視認することが可能であることが認められる。これらの事実によれば、本件フェンスの設置が原告の生命身体に対する侵害又はその現実的可能性を増大するものということとはできない。

上記認定のとおり、XとYは、平成16年4月、合意の上、万年塀を撤去して、X土地と

Y土地の境界上にブロック及びルーバーフェンスで構成される塀を設置し、同塀の構造は公道から3mまでを3段積みのブロック（高さが60cm）等であったことから、本件フェンスが設置されるまでの間は、X土地から公道に出る際、障害物は存在せず、公道への北側の見通しは良好であったことが認められるものの、上記合意時に、将来にわたってこのような見通しを確保するといった合意がなされたことはうかがわれないことから、不法行為の成立は認めることはできない。

以上によれば、Xの請求は理由がないからこれを棄却する。

## 3 まとめ

本件は、住民が隣人による隣人敷地内に設置したフェンスにより、公道へ出る際の見通しが妨げられたとして、隣人の不法行為を理由にフェンスの一部撤去を求めたが、棄却された事例である。境界上に隣人が共同で設置する囲障については、民法に基づき協議の上設置することになるが、自己所有地内のフェンス等設置は、原則自由に行うことができる。

なお、隣地のフェンスが受忍限度を超える採光被害等を与えているとして、高さ約5.5mフェンスのうち2mを超える部分の撤去請求及び慰謝料請求が認められた事例（東京高裁平成13年12月26日判決・判例時報1785号）があるので、本件と比較する等、参考にしていただきたい。